

むこうじま保育園 第三者委員会調査資料 必要事項抜粋

奥野レポート・ダイジェスト版

基本情報

複合施設敷地面積	4682 m ²	
	建築面積	1605 m ²
	地面	2,977 m ²
保育園延べ床面積	保育園	1479 m ² (57,24%)
	診療所	846 m ²
	自宅	258 m ²
		1088 m ² (42,76%)
		計 2567 m ²
園庭含む土地面積	3000 m ²	
建蔽率 = 建設面積 ÷ 敷地面積 × 100 = 40%		建設面積 Max1872 m ²
容積率 = 延べ床面積 ÷ 敷地面積 × 100 = 80%		延べ床面積 Max3745 m ²
着工 25年7月21日、竣工 26年2月28日		

費用

25年3月議会

建設費 3億7500万円、内装費 1億7000万円の当初予算確定

資料 68 25年4月17日によれば、

当初の粗々での試算ではなく、広建設計が入札を5月とした上で出した正式な試算。

建築工事本体 3億7,000万円

(診療所費用 2億6,800万円)

保育園費用 1億200万円

計 3億7,000万円 + 内装 1億7,000万円 = 総建設費用 5億4,000万円

「躯体部分も補助対象に含める都の新型補助金」の創設が定まった段階で、内装部分に、躯体費用9000万円を組み込めることを予測して、都からの内示が都から出てから、当初5000万と言っていた内装が、2億4000万円に設計変更された。ここから躯体の9,000万円を差し引くと1億5000万円となり、当初の3倍になっている。

○25年・12月議会で、建設費と内装の金額変更を議決

建設費 4億4000万円 7,000万円増

内装費 2億4000万円 7,000万円増

計 6億8000万円 1億4,000万円の増額

内装費内訳 法人 3000 万円（2000 万円減）市=2000 万円、都=1 億 9000 万円

○この補助金によって、法人側の当初負担は、河内氏の言うように 5000 万円だったが、3000 万円に減った。

法人の負担が減っただけでなく、躯体対象の補助金は A 氏に回ることで、A 氏の負担も軽くなったということ。この 9000 万円はそっくり、保育園の躯体部分から減額して家賃設定されるべきだが、1 億 8000 万円のままで家賃が設定されている。

「保育園の躯体」の費用が増える分には、補助金で対応されるので問題はないが、本体部分の費用が、さらに嵩増しされるのは、A 氏にとっては都合が悪いはず。真正工業の儲けは増えた。その嵩増し分含めた入札調書に対して、A 氏も法人も「この数字は見たことが無い」と答えている。「企画開発費」委託料という名目が建築費の中に含まれているが、河内氏にマージンの疑いあり。

経緯

平成 25 年

3 月議会 建設費 3 億 7500 万円、内装費 1 億 7000 万円の当初予算確定

10 月 「東京都 保育所 緊急整備 補助金」への付け替え、都から内示。

日野市は、↑に関して、社福法人助成審議会において、以下の通り説明。

「当初予算で、1 億 1000 万円を補助金として計上。その後、東京都との協議を重ね、内装だけに限った補助ではなく、保育園の建設に補助する際の一般的な制度と同じ形で補助が出るようになった。こちらの補助では 2 億円ほどの補助がでるので、その増額分を補正した。」

結論

河内氏は、“むこうじま開発”を、公共事業に仕立てるプロジェクトと同時進行で、併設型・保育園の建設については、社会福祉法人が建物を建てた場合と同じく、建設費も補助対象とするよう、大島子ども部長から都に交渉させていたことがわかる。

そして、補助金が 2 倍になることが確実になった時点で、河内氏は、突如、設計内容は全く変えず、躯体部分の建設価格だけを吊り上げるという不可解な行為に及んだ。支払う側にとって不利なこの提案を A 氏側が受け入れるわけが無い。自分に不利な変更を受け入れるからには、A 氏は相当な自己資金力があつたという事になり、2 億 4000 万円の公金投入の正当性を崩す事になる。かつ、入札後に価格変更する理由の説明がつかない。

そして現実として、都から 9000 万円の躯体部分への補助金が来ている。躯体費用 3 億 6000 万円のうち 9000 万円は、当然、その補助金で手当てされるべきなので、保育園部分の躯体にかかる費用は 1 億 8000 万円ではなく、9000 万円が正しい。なので、家

賃に関しても、9000万円を対象に設定されなければならない。9000万円を単純に÷15年÷12か月=50万円 「金利分を足すと2倍が相場」とされるので、返済分は100万円という事になる。390万円という額は、そこに、290万円もの利益を載せている。なぜ、そのような高額な家賃となるのか、理由が必要である。

そして、本体の入札額価格を明らかにしないのは、「実際には、建設費用は変わっていないから」と推察される。A氏は、河内氏から「躯体部分は、一切、負担なし。家賃は260万円を保障する。」という好条件以外に、何も知らされておらず、設計に関しても、診療所側の要望を丁寧に組んでもらえさえすれば、後はお任せであったと考えられる。躯体3億6000万円、内装1億1000万円で落札されたものと思っていたからこそ、4億4000万円で契約された事になっている入札調書を見て、驚いたのではないだろうか。本体価格は一体いくらだったのか、未だに誰もわからない事を見ても、金銭的なやりくりは、全て、意図的に文書化されず、河内氏の頭の中だけで処理されていて、河内氏以外、誰もわからない形で進行していった事は間違いない。(←区画整理組合内の不正と同じ構図)

よって、落札額が明らかになれば、躯体の価格を水増しした事がA氏にバレてしまうため、入札調書を隠さざるを得なかったと思われるが、河内氏自身の「安く上げるために、自分が真生工業を引っ張ってきた」という言葉から、そもそも、入札などしていない事は明らかである。初めからそれらしき偽物を作成し、実物は本人宅に保管してある事にして逃げる魂胆であったであろう。実際に、相手が私人である事によって、調査が難航している。

以下、日野市が第三者委員会に提供した資料中、入手済みの資料のうち、必要な部分を抜粋し、解説する。

緑=日時 紫=記載者 ブルー=奥野解釈

資料12 H24年1月12日 副市長 たかはた保育園の取り扱いについて

「70名規模の園を二つ作る」ならば、駅前に市の土地がある。民間で開設できるか検討して欲しい」副市長が保育園団体連合会の代表に要請。

↑副市長と民間保育園との間での協議が始まったばかりだった。

資料13-2 24年2月26日 移転用地についての調査報告

河内氏の指示の下に、保育課が調査した報告の様様。

この報告は、高幡にある土地開発公社の土地と、向島の土地との間で、優劣を比較しているが、恣意的にむこうじまを有利に扱う報告内容になっている。

【移転の前提条件】

たかはた園がそのまま移転できるためには「1000 平米程度」「前面道路 5 メートル以上」「駅から半径 500m の範囲内」が条件。

○新井 885 (むこうじま)

好条件 周辺の住宅が少ない、幹線道路から近い、←②の高幡 4 9 3 の方が近い。

悪条件 たかはた保育園から遠い (駅から徒歩 4 分)

○高幡 493 (土地開発公社と○氏の所有地)

↑むこうじまには A 氏の所有地である事の記載はないことから、むこうじまを念頭に置いての調査だとわかる。

好条件 土地の取得金が安くて済む、関係地権者が少ない

悪条件 たかはた保育園から遠い (駅から徒歩 1 分)

住宅街にあり送迎に不向き、接道要件を整理する必要あり

↑むこうじまも同じ。条件は、どちらかと言うと高幡 493 の方が良い。

資料 14 日時不明・河内氏・作成 市立たかはた保育園代替施設？建設の経緯 河内氏から子ども部長への初報告と見られる

「馬場市長の同級生である地主の娘である医師から、診療所兼保育園を建てるに当たって、代理人になるよう頼まれた」「馬場市長からは、節目、節目で報告するよう言われている」

↑馬場市長は、ヒアリングにおいて「手伝ってあげてね」程度しか言った覚えはない」と、答えているが、河内氏の方は、こうした報告を関係各位にしつこく上げる事で、あたかも市長が同意しているかのように既成事実化していく。

「**23 年 10 月頃** 市立病院の医師=B 氏が、「母親名義の土地に診療所を建設したいので、要領を教えて欲しい」と、依頼があった。」

「その母 A 氏は、市長の同級生です。」←「知り合いを優遇」は当たり前だった？

「診療所の他にマンションを考えていた B 氏に対して、保育園を建設したら良いと (河内氏から) アドバイスした。」

「**24 年 1 月**に入り、B 氏より、『保育園で考えたいので青写真を描いて欲しい』と依頼があった。加えて「保育園については、運営法人 C と話が付いた」

「**1 月中旬**に、市長に話したら、『絵が描けたら見せて欲しい』と言われた。」

「A 氏から代理人の依頼を受けて、法的手続きを進めるべく準備中である。」

↑なぜ、市の職員である河内氏が、民間人の代理人として市との交渉に当たれるのか？

「今後は、大きな節目は、市長へ直接報告・協議するよう要請されている。」

資料 15 24年2月22日 河内氏・作成 保育園・診療所の建設について
経営専門監時代に子ども部長と調整した際の資料

要約

河内氏が保育課に対して、「民間人である B 氏から依頼を受けている身なので、水面下で調整して欲させて欲しい」「子ども部以外の各部署との間で、これから個別協議に入る」という記載あり。

↑市長から正式に任命された事項であれば、このような個別撃破作戦に出る必要はない。市長の決定のない段階で保育課を巻き込み、庁内を工作していったという事になる。要するに、「むこうじま」しか無かったのではなく、「向島ありき」の河内氏の思いが優先されたことになる。

抜粋

- 1, 建設予定地 ○新井 8 8 5
- 2, 課題 ○水路敷きの払い下げ
○生産緑地の一部解除
○公立保育園の代替施設としての位置づけ →ア
- 3, お願い事項
A 氏から依頼を受けたものとして、水面下で調整すること →イ
○診療所の認可と経営・医療法人の設立
○保育園の設置
- 4, 今後の工程 ←ウ
測定の発注→3月
広建設計による基本設計→4月
子ども部以外の庁内の個別協議→4月
B 氏の医療法人設立→8月
保育園設置の基本協定→8月 市と協議

注

- ア→ むこうじま保育園を開設するには、「公立保育園の代替施設としての位置づけが無いことが、開設するにあたっての課題だ」と言っているが、「代替地がむこうじましかなかった」のであれば、すんなり位置付けられたのでは？
- イ→ 水面下＝河内流の手練手管を駆使して、むこうじまに引っ張っていったことがわかる。
- ウ→ たかはた保育園の代替施設に決まらないうちから、強引に建設に向けてスタートしている。

資料 16 24年2月22日 河内氏・作成

「たかはた保育園・代替地建設における補助について」

「保育園設置と診療所を一体のものとして地主が建設し、保育園経営は社会福祉法人に
願います。」

「保育園法人の土地・建物の賃借料の負担が大きいので、補助金が欲しい。」

「補助金は法人向けであり、個人である地主には適用されないため、市の補助が欲しい。」

○負担解消案として

(案) 診療所と園を別々に建設し、安心子ども基金の助成適用を受ける。

安心子ども基金以外に、建設費の総事業費の1/4を、市として補助する。

家賃補助はしない。

資料 17 24年3月 河内氏・作成

「A氏と河内氏の1回目の協議」の結果を、保育課に報告する文書

河内氏がA氏に説明した内容＝「家賃と地代に関しては、A氏と法人との間で決める事
であり、日野市には関与させない。」

↑公共事業である機能移転を、この段階で勝手にA氏と話を進めており、その家賃や
地代に関しては、「日野市には関与させない」と約束している。かつ、建設費の試算
を、既に別紙として準備している。(その別紙は資料として出てきていない。)

河内氏主導で話を進め、日野市の公共工事に持っていったことがわかる。

しかし、日野市の臨時職員である河内氏が、日野市に対しては「A氏の代理人という
立場で交渉」し、逆にA氏に対しては、「市長代行として交渉」するという理解しが
たい進め方に関して、日野市の認識は？

資料 18 24年3月16日 保育課 部内資料 金剛寺との打ち合わせ

○執事、副市長、大島部長、高橋課長

副市長から以下の発言あり

「機能移転先の民間保育園については、大旨、案はできている。順徳小の北側で、河内
氏が150名ほどの保育園を作る。当分の間は、市の保育士も入れて段階的に移してい
く。」

「月に一度、副市長、子ども部長、保育課課長、係長で、作戦会議を行う。市長へは、
民営化のロードマップと保護者説明会の予定が決まった時点で、報告する事」

↑この段階で、副市長公認であったとわかる。

資料 19 24年4月 河内氏・作成 河内氏は臨時職員へ

「A氏と河内氏の2回目の協議」を保育課に報告する文書

「一般銀行から借り入れた場合の家賃として、広建設計が試した場合の家賃は、月200
万円。 J A南(区画整理での御用達)の試算では190万円。」

「1億5000万円の補助で、家賃は150万円に下げられる。」

「家賃の助成を規定通り20%とした場合に160万円、30%助成では140万円。」

「新たに“公立保育園機能移転に伴う民設保育園助成基準”を設定し、社会福祉法人以外にも適用することにより、事業が円滑に進む。」

資料20 24年4月23日 河内氏・作成 財政課との協議資料

「菊美会が建設する場合は、地主に対して土地賃借料の補助、地主が建設する場合には、土地プラス建物の賃借料に対する補助が必要」

資料21 24年4月25日 河内氏・作成 財政課との協議資料

↑資料21には、390万円という家賃がいきなり登場するが、その金額は、設計変更後の算定額につき、この資料21は、25年以降に作成された資料ということになる。

この段階で既に決まっていたかのように見せかけるために、25年度の資料を24年4月と改ざんして、意図的に潜り込ませている。

「改ざんではない」としたらならば、設計変更前のこの段階で、家賃390万が、既に決定されていたことになり、それはそれで、その見えない裏側について説明が必要。

以下抜粋

契約更新時における前家賃の取り扱いについて

「月額賃料は390万円だが、前家賃2億4000万円支払うことにより、賃料は260万円とする。賃貸借契約を15年とし、再契約する場合には、前家賃は支払わない。

ただし、賃料390万円は、園舎建設分1億8000万円を金利5%で借り入れ、30年で償還する金利分を含んでの額である。」←「金利5%、30年」はデタラメ。既に検証済み

「その償還総額は借入額の倍近くになるため、前払い金は、この負担を解消するために実施したものである。」

「よって、契約書(案)から「再契約時に前家賃は支払わない」という条文を削除した場合には、更新時に再度、2億4000万円を支払う事になる。←25年度の議論

「よって、再契約の際は、A氏と法人で協議の上で決定する条文を、誓約書に記載する。しかしこれにより、前家賃を保障したものとは言えない。」

↑1億8000万円を金利5%で30年かけて返した場合、金利は2億5690万円にも膨らむ。30年分の金利2億5690万円に対して、2億4,000万円が前払いされたことになるので、更新時に支払うべきは、残りの1690万円が良いという事になるため、再度払う必要な無い。それこそ、A氏にとって不利な「金利5%、30年返済」という条件を、市側がわざわざ設定したからには、その理由について説明が必要であるし、そもそもAが了解するわけが無い。

資料 23 24年5月14日 河内氏・作成 市職員・中島氏がオブザーバー参加

「A氏と河内氏の3回目の協議」を保育課に報告する文書

「多摩平保育園が定員130名で、建設費総額2億3500万であった」

↑建設額を園児1人当たりで割ると、多摩平は1800万円だが、むこうじまは2400万円と、割高である事がわかる。

○まだ市の決定もない段階で、「今後の予定」として、手続きや契約の段取りが組まれていて、道路を作る開発行為までが、この時点で既に、A氏と河内氏との間で確定している。

○「測量調査の完了後、副市長に話をする」という河内氏本人のメモあり。この時点で、副市長の了解が取れていない。

○副市長は、病院のヒアリングに対して、「開発行為に反対してからは、河内氏とは一度も会っていない」と回答しているので、河内氏の強引な開発の手法が、反発を買っていたことがわかる。

資料 24 24年5月31日 河内氏・作成 関係部署あて移転に伴う現況報告

「市長との協議」

「親族間での調整なしのスタートに対するごたつきがある」という河内氏からの報告に対して、「A氏の親族間の関係が悪化しないよう良く話し合ってください」と、市長が回答。さらに、「A氏、法人、日野市の基本協定」は、「関係修復に入った市長からの報告を待ってから」とある。市長も同意の上、進んでいるという事がわかる。

資料 25 24年6月 保育課 たかはた保育園機能移転計画 その1

この計画案は、むこうじまに誘導するために、河内氏が子ども部に命じて、この段階から作成させたものと見られる。その証拠に、次の資料26では、設置者はまだ決定していないにも拘らず、菊美会に決定した形となっており、ポツになっている。

本資料には、「たかはた保育園機能移転のガイドライン」(案)も添付されているが、むこうじまの経緯は、このガイドラインとは全く別の道を進んでいるため、「後でこの指針に基づき追及されては困る」という判断からか、議会には公開されていない。

「たかはた保育園異能移転のガイドライン」(案)

移転場所の選定について

「移転場所の選定後、すくすくプランの推進協議会に報告する。」

「移転場所については、推進協議会の意見を踏まえ、市長が決定する。」

民間事業者の決定について、

「民間保育園連合会の推薦があったものとする」

「推薦のあった事業者を推進協議会に報告する」

「推進協議会の意見を踏まえ、市長が決定する」

資料 26 24年6月 保育課・作成 たかはた保育園機能移転計画（案）

資料 25 と内容は同じだが、設置者を菊美会と、決定事項として報告している点が、唯一違っている。

資料 27 24年6月5日 河内氏・作成 市立病院相談室にて、中島氏同席

「プロジェクトチーム内部の会議」結果を保育課に報告する文書

「今後」＝「設計会社との契約」「保育園兼診療所の仕様を作成」「見積りの提示」とある。その横に、「6月13日に設計者と会い、6月中に市長と会う、その次に副市長」という河内氏の手書きメモあり。

資料 28 24年6月22日 河内氏 関係者回議 市立病院応接室

○「機能移転と診療所建設打合せ会」

参加予定者＝地主、運営法人、設計、まちづくり部・中島、地主依頼人・河内、オブザーバー保育課。←主管課の保育課を背景に迫りやっている。

○河内氏の手書きで、「市長から GO サインを貰う。後戻りはできない」と記載あり。まだ、正式な同意は得られていない模様。

「日野市の認定方式は、他から異論が出ると×」「×を○にしていくための確認が必要」と記載あり。×の事例として、①「建物の規模が大きくなっている」②「行政としての妥当性が無い」③「建物と道路とのバランス的にも難しい」という手書きメモあり。

① は、「設計変更で規模がでかくなった事を、どう認めさせるか？」という意味。

② は、「まだ“公立保育園の機能移転先”という位置づけが明確ではない」という意味。

③ は、「150名規模の保育園だと4m道路では厳しい」という意味。

「都市計画法第29条の手続きで、開発行為を正面から進めるB案で、5000㎡を下まわるようにする。来週市長からB案で了解が得られれば地主、法人、日野市で契約を結びたい」と記載あり。

資料 29 24年6月22日 関係者回議 市立病院応接室

出席者＝ A氏、法人、保育課、街づくり部・中島、広健設計、コーディネーター河内
工程 24年 8月31日まで、設計の協議

10月から11月ごろ A氏と設計会社との建設の契約

10月から12月ごろ、A氏と内装工事の契約、

菊美会と日野市との家賃の協定

25年 4月から着工

26年 2月着工・引っ越し

4月オープン

建築本体と内装で業者を分ける必要は無いのに、初めから意図的に分けている。そして、本体については、入札した形跡が全く無い。よって、「本体を落札した建設業者との間で、内装を随意契約するのは問題ない」という理由で内装工事を正当化しているが、全く通用しない理由と言える。

資料 30 24年7月2日 河内氏・作成 院長相談役・市長への定例報告

○「市立病院の現状」という報告欄は、黒塗りになっていて読めない。

○三者の確認書（案）と、保育課と総務課への2通の報告文書が添付されている。

○機能移転に伴う確認書

市は予算の範囲内で、A氏に助成する。

設計会社との協議後は、**建設費の算出後、速やかに締結**するものとする。

契約に合わせて、助成の内容を明確にし、覚書を結ぶものとする。

○報告内容

菊美会が定員150名の園を開設、建物はB氏が建設。個人により補助が無いので、家賃補助20%前後で実施予定。道路を開発行為にしたので、開園が6か月遅れる。

設計内容は随時協議し、8月31日までに仕上げる。

○契約関係

24年6月 A氏と広建設計との間の「準備を進めるための覚書」

24年7月中旬 A氏と広建設計との間の「開発行為」契約

24年7月中 三者の確認書

24年10～11月 A氏と広建設計との間の「建設」契約

24年10～12月 A氏と広建設計との間の「内装」契約

24年10～12月 家賃についての協定

資料 31 24年7月6日 河内氏・作成 誓約書 馬場市長あて

馬場市長あて「親族間でもめるのを止める」という宣誓書の雛型。←使用されていない。

資料 32 24年7月13日 保育課・作成

機能移転について保育課としてまとめた文書

この資料では、24年7月に着工した事になっている、しかしこの時期は設計さえできていない段階であり、着工自体が25年7月なので、25年作成の資料のはずである。

↑ここに紛れ込ませたら、この時点で決定事項であるという誤解を読む者に与える。

日野市？河内？の悪質性が、ここにもまた表れている。

よってこの内容は、25年7月に移動することにする。

資料33 24年7月27日 河内氏・作成 関係者会議 501 会議室

「A氏と設計会社で協議後、市との協議。内装含む建設費の算出、家賃（スケルトン部分）の算出」

「A氏、法人、日野市の三者の確認書について、市長の判断は7月中旬に」

↑7月中旬に確認書は締結されていない。

「家賃助成は25年4月から6月ごろ（協議）」

「設計額が出た時点で大旨の家賃とそれへの助成 9月から10月頃」

↑ 設計額が決まるのは翌年=25年の8月と、一年前のこの時点で、都からの内示を想定している。着工は、25年6月スタートの予定なのに、その後に設計変更する事が、この時点で決まっている。この段階から、東京都との交渉を水面下で始めていたという事になる。

C 10月1日開発行為申請（事前協議は8から9月中に行う）*市長の了解

↑ *印で、まだ了解は取れていない懸案事項である事がわかる。

資料34 24年8月6日 河内氏・作成 市立病院相談役・定例報告

1,市立病院の現状 →黒塗り

たかはた保育園機能移転 計画通り。以下の事をクリアしたい。

①保育園兼診療所の設計内容を八月中に完了。

②地主、法人、日野市の協定を締結

↑まだ「お願いの段階」の段階。

資料35 24年8月6日 河内氏・作成 相談役と市長との面談記録

資料34の市長河内会談を、高橋保育課長がまとめた文書

○河内相談役の肩書について市長から、『今からたかはた保育園担当という肩書は付けられないが、たかはた保育園の件については市長から頼まれたと言っても良い』との発言があった。

○従って、今後は、庁内外で役割を問われた場合は、『たかはた保育園については市長から委任があった』と、説明する。

○市長から社会教育センターについてはもう一度頼むと言われているが、一部ではなく全部任せてもらわないと出来ない。

↑「社協センター移転への支援」は、河内メモにある「市長特命事項」にも含まれており、日額給への対価とされている。

資料 36 24年8月17日 河内氏・作成 相談役から市長への報告

市立病院の事が報告されていて、「その他」に日額給の問題が含まれていると思われる。

「日野市—A市—法人 3者協定、8月中にお願いします。」

資料 37 24年8月17日 保育課 機能移転への今後の方向 文責者の記載なし

資料 36 の馬場・河内面談を踏まえ、保育課がまとめた資料

○8月17日、市長と相談役が面談

○東京都が、開発行為調整会を開催。調整会が無事に終わったので、相談役から市長に、開発行為への GO サインを出してもらう。

○8月末までに、日野市と A 氏と法人との間で、確認書を締結する。

○8月下旬、民間保育園連合会から法人への推薦をもらう。

○9月に菊美会からのプロポーザルを受けて、日野市で審査」

資料 38 24年8月17日 保育課 相談役と市長との面談記録

資料 37 の市長との面談の後に、副市長との間で3時間にわたり行われた面談内容について、保育課職員がまとめた文書

①「たかはた保育園の状況について副市長から質問があったので『現在道路の事でもめている途中なので報告できない。市長の最終判断が出れば、市長から副市長に指示があるだろう』と答えた。副市長は細かいことまで知らない方が良いと思う。

②副市長は、法人への家賃補助だけでなく A 氏への建設費補助も出すべきと考えている。理由は、機能移転であれば今よりもグレードの良い保育園を作る必要があるため相談役はそれも含めて家賃補助をすれば良いと考えているが、副市長には建設費補助も一つの考え方だと答えた。

○保育課が内部文書としてまとめたようだが、①と②の部分は、河内氏の言葉をそのまま書き留めていることから、面談自体には、保育課の職員は同席していない事がわかる。

○（ヒアリングによれば、開発行為自体に反対し、河内氏と決裂した）小川副市長が、決裂したこの場面において、上記のような事を言うわけが無い。「肝心な時にはオプザーバーを付けない」は、河内氏の常套手段。

資料 39 24年8月21日 保育課作成 「むこうじま保育園」を部として決定

「たかはた保育園は、新井 865 に民間園を建設して 26 年 4 月より移転する」

資料 40 24年8月30日 民間保育園連合会 推薦文が馬場市長あてに届く

馬場市長は、着々と外堀を固められ、後戻りできない状況へ。

資料 41 24年9月 河内氏作成 保育課への報告 内容は 42 と同じ

資料 42 24年9月7日 河内氏作成 市長への報告 内容は 41 と同じ

関係者を集めてのキックオフ集会を開く事を市長に要請

資料 43 24年9月13日 保育課 回議書 三者で確認書を締結する事を決定

「市からの助成について 予算の範囲内で助成する。」とある。

↑河内氏は、1年後に、2億4000万円の根拠としてこの回議書の段階で決定済みだとしているが、「予算根拠」の欄に予算不要と記載されていることから、この段階で2億4000万円を含めて確認されていたわけでは無い事は、明らか。

回議書は9月13日付だが、リストでは9月25日付けになっている。

↑25日は、確認書が締結された日？

資料 44 24年9月14日 河内氏・作成 地元への説明について 裏表に同じ内容

資料 45 24年9月20日 保育課 回議書

「受託運営法人の選考にかかる基準の制定、選考会を開催し運営法人を決定する事を決定」←菊美会のみを選考対象とし、選考委員の中でも、市の部長・課長が最も高い点数を付けて、下駄を履かせている。

資料 46 24年9月28日 保育課 回議書

「9月28日に行われた選考会の結果、選考基準点を上回っている事により、菊美会を受託法人と決定する事を、同日中に稟議し決定」

【資料 47】 24年10月10日 保育課 回議書

25年度当初予算見積り 建設費補助 114,000万円

資料 47-2 25年10月13日 地元説明会の議事録

河内氏は市内に対して、「地主から申し出を受けた」と説明。地主は、「河内氏から保育園経営を勧められた」と言っている。運営法人は地元に対して、「日野市から強い依頼を受けた」と説明。

資料 48 24年11月8日 保育課・内部資料 住民説明会での質問対策の回答案

Q 透明性と公平性の観点から、設計者及び施工者を選定した経緯説明が義務付けられているはずだが、どのような形で選定が行われたのか、説明願いたい。

A 施工者については、まだ決定していないが、透明性を確保するため、日野市の工事と同様な手法で、施工者を選定します。

↑住民の興味は建設業者にあるとは考えにくく、そのような質問が出るとは、到底考えられないが、初めから言い訳も万全。

資料 49 24年11月8日 河内氏・作成 相談役報告11月（1回目）

- 1, 市立病院について、 ←黒塗り
- 2, 社協センター ←黒塗り
- 3, A 街区 ←黒塗り
- 4, 機能移転について

「A 氏は、メイン道路を 4 メートルで進めたいとの主張があるが、幅員増を提案中。」

「6m 道路の位置づけと建設費、金額が出たら、市から助成」

↑市道認定後、A 氏のみ寄付を拒否しているのは、市側が 6m を強行した結果？

資料 50 24 年 11 月 16 日 プロジェクトチーム・キックオフ集会 502 会議室
○筆頭に相談役・河内氏、大島子ども部長、大坪まちづくり部長と続き、市側から 9 名参加している。中嶋・職員が常に張り付いている。河内氏の秘書的仕事をさせられていた模様。

資料 51 24 年 11 月 26 日 プロジェクトチーム 機能移転・進捗状況
○保育課・保存資料（道路関係）資料 52 と同じ内容、報告先が違う模様。

資料 52 24 年 12 月 4 日 プロジェクトチーム 機能移転・進捗状況
○「周辺住民や保護者からの最大の要望である進入路を 6m とすることで、この事業は完成と思ってよい。」 文責 河内
↑「文責」という言葉について

河内メモに含まれる「総務課長が書いたとされる文書」においては、文責という言葉が使われているが、「文責という言葉は職員は使わない」として、自身が書いたものではないと証言している。河内氏は、文責という言葉が普通に使っている。

資料 53 24 年 12 月 6 日 プロジェクトチーム 道路建設に補助をする理由
「補助やむなし」と保育課内で意思統一するために、河内氏が作成した資料のようで、「検討過程の資料」扱いとなっている。

資料 54 24 年 12 月 13 日 プロジェクトチーム 現状確認と今後の進め方
市役所・男子休憩室
○ここでは、日野市の筆頭は大坪まちづくり部長となっていて、一番下に、調査推進者として、中島、河内という記載あり。河内氏と中島氏は、日野市の職員なのに、職員ではない位置づけのようになっている。

- 予定として、「開発事業説明会と保護者説明会において、6m道路の建設を発表する。地主の最大の協力と、日野市の厳しい指導で可能になったと説明する」と記載されている。←地主がすべき工事の費用のほとんどを、市民が肩代わりしてあげたからこそ、完成にこぎつけられた。

資料 55 24年12月17日 保育課 保護者との関係における課題の整理

資料 56 24年12月18日 保育課 保護者の要望と解決策

資料 57 25年1月21日 保育課 道路整備に関する回議書

「市と侵入道路を整備する事業者との覚書・締結」を決定

資料 58 25年1月25日 Pチーム会議 機能移転に伴う道路建設について

○「本日は、市長召集の打ち合わせの場」という手書きのメモあり。日野市からの出席者に、部長クラスはいなくなった。相談役、課長、課長補佐、職員・中島氏が参加。この会議から、河内氏の応援部隊として企業が登壇。

○建設の工程確認 着工6月、

内要確認、保育園・診療所OK、内装1億7000万円、補助申請7～8月

○本体工事9月着工だと開園が7月になる

○今後の進め方として、「週一回の打ち合わせ」を企業公社の事務所でやる。

この資料には、河内氏の立場を明確化するための組織図が記されている。

○河内氏は、「B氏からの依頼」と「市長からの命令」と「日野市のまちづくり部と子ども部から指導」を受けながら、保育園建設と内装工事について、一人で進行管理をする立場であり、企業公社は、「道路建設の進行管理と事務管理に当たる立場」

↑、日野市の目は、複雑な開発行為に集中し、本体は河内氏にお任せとなった。

河内氏は区画整理組合において、自分の報酬をアップする理由として、「市が、企業公社の職員を補充しなかったため、自分の任務が忙しくなったからだ」と説明しているが、公社の職員が不足したのは、河内氏が、むこうじま開発行為のために、企業公社の職員を引き抜いた結果だとわかる。

【資料 59】 25年1月25日 保育課 道路整備に関する確認書 ←無い。

資料 57 の決定に基づき、市と侵入道路を整備する事業者との覚書を締結

資料 60 25年1月28日 河内氏・作成・市長への報告 請願への対応

院長相談役から市長への25年度2回目の報告

1, 市立病院について

この欄は、空白になっている。

報告者（河内氏）の名前の下に、「市長へ口頭で報告・了承」と手書きのメモがあるが、この報告書の内容には、むこうじまの何に関して了解を取ったのか、具体的な事実は一切、記載されていない。一方で、病院内に保存された河内メモには、同日、1月28日に、「市長からの了解を得た」という記載がある。

よって、口頭で了承を得たのは日額給だと想定される。しかし、市長が本当に了解したのかと言えば、怪しい。

2. たかはた保育園について

○「(平成25年1月25日付けで) 道路建設における馬場市長とB氏との確認書成立」
↑その日付の確認書は資料として出てきてる?

○「市長指示により、2つの確認書（建設と道路）により、庁内協議を重ねながら進めます。」

○前回手書きの提案だった組織図が、この資料では入力された形で出てきた。

河内氏の任務の中に、保育園・診療所建設の「**指名競争入札**」が加わっている。

道路関係に関しては、企業公社の事務管理に含まれている。

○要するに、河内氏が、区画整理と同じで、一人で入札を取り仕切る形だったわけなので、入札調書が無い事についても、やはり、原因と責任は河内氏にあるという事になる。

資料 61 25年1月8日 河内氏・作成 市長への定例報告

資料 62 25年2月25日 保育課・部内資料

予算計上が必要なものの洗い出し。25年6月と9月で補正計上予定。保育士の人件費、カラーキャップ、ベッドカバー、

資料 63 25年2月22日 Pチーム会議 機能移転の行程会議

○企業公社の参画後は、中島氏の参加はなくなった。ここから職員も締め出している。

○「仮設道路」、「見積り合わせ」の文字の後ろに、「三者による随意契約」という記載が、二重線で訂正され、手書きで「指名競争入札」と訂正してある。

○職員は締め出しても、関連部署に報告書を上げなければならない関係上、一応、二重線で消して、是正済みだと見せかけた模様。区画整理事業を見ても、指名業社数は守られていないので、3社を指名してその3者と随意契約したはず。道路の入札調書も資料として残っていないのであれば、やはり、企業公社ぐるみの不正隠しの疑いが出てくる。

○毎回の資料に、「設計会社、測量会社との契約関係の確認」という言葉が頻繁に出てくる一方で、「25年の6月には、本体工事の着工が可能」と言いながら、建物工事の入札に関する記載はほとんどない。

資料 64 25 年 2 月 25 日 P チーム会議 市長への定例報告

資料 65 25 年 3 月 15 日 河内氏・作成 市長協議

- 「名誉院長の辞令交付」のお願い ←抱き込み工作ばかりしている。
- むこうじまの開園を 26 年 7 月に遅らせる事について
境界変更に同意が得られないため、セットバックして境を決め、図面作成し直す必要が生じたため、

資料 66 25 年 3 月 19 日 河内氏 工程会議 区画整理事務所

- 本体は、「6 月着工でない」と間に合わない」という記載が頻繁に出てくるのに、後から発生した道路既発に関しては既に入札が決定されているが、本体工事に関しては、この時期に至るまで何の情報も記載されていないこと自体が、かなり不自然である。
- 左下に、「市長と相談役との打ち合わせ」という言葉、そして「責任は日野市で良い」という書き込み。←道路建設は、地権者に任せては進まないの、金銭的な面倒は日野市で見るという許可を市長から貰ったということ。
- 29 条に基づく開発行為を進めると、周辺住民からの押印が遅れる心配があり、「押印が得られない場合は、10 センチセットバックして測量図作成。1~2 か月遅れで進行」としているが、最後に、「可能性」として、「29 条・かくうでできるか」 「←それでも、3 か月遅れるか」とあり、「今週中」とある。
↑「架空でできないか？」という「架空」の意味は？「入札したことにした」のと、同じ手法？

資料 67 25 年 3 月 26 日 保育課・回議書 金剛寺に「協定通り履行」を送付決定

資料 68 25 年 4 月 17 日 河内氏作成 工程会議 入札工程の記載あり

- 「招集依頼者」←河内氏が市に依頼して招集している。
- 「本体指名業者選定・指定一積算—入札日 5 月、契約 5 月 着工 6 月ごろ」
- 「内装工事指名業者選定・指定一積算は、本体工事の一か月後とする。」

A 氏が準備する資金

(1) 担保物件の整理と資金 担保物件の整理と資金

○ここで初めて、建設工事費用が出てきた

建築工事本体 3 億 7,000 万円 ① ← 6 月中に半分、26 年 2 月に半分支払う

診療所費用 2 億 6,800 万円

保育園費用 1 億 200 万円

↑坂田理事長の審議会での発言「1 億円でスタートした」の通り。

保育所内装費 2 億 3200 万円 ② ← 6 月中に半分、26 年 2 月に半分支払う

総建築費 6億200万円 ③=①+②

○本体建築費に「企画開発委託費」含まれる。←河内氏の取り分と見られる。
入札額は、6億200万円だとわかる。

工程

- 設計書（内装含む）の完成は4月23日 広建設計はA氏＝河内に納品
- 「5日間かけてチェック（広建へのヒアリングも含め）←河内から専門家へ鑑定を依頼」とある。←専門家とは誰か？鑑定結果は存在するのか？
- 設計は内装も同時に出来上がっているのだから、同じ業者に発注した方が効率的な事に鑑み、入札を分けて別々の企業にやらせる必然性は全く無かったはずである。連動性のある建設案件に関して、税金投入されているにも拘らず、敢えて切り離すというのは、あり得ない話である。職員員は誰ひとり、疑問を感じなかったのか？
- かつ、本体工事を本当に真生工業が落札したならば、随意契約でやらせても問題はないが、そこは確認もせずに、「本体工事の落札者だから随意契約で問題ない」という結論を、安易に出している。「真生に発注ありき」で入札を省き、内装を随意契約にした疑いは濃厚で、このような行政にあり得ない経過を見ると、大島部長も関知しながら従ったのであろうと推察される。

指名競争入札の手順 →開発行為5社を予定

- 5月1日から入札に入る「A案」は、出来上がった設計を5日間かけてチェックしてから入札にかける案
- その隣に、手書きの「設計変更を対象としたB案」が記されている。「どうせ後で、設計は変更されるのだから」という前提で、この5日間のチェックを省くならば、5日早く、契約・着工できる」という説明をしている。

資料 68-2 25年4月23日 建物工事費の明細内訳

○資料68には、B案の設計内容をチェックせずに入札する場合として、入札日は23日と記載されている。この資料68-2は、その入札の日に、初めて、水増しされた金額が公表された事になる。

内装2億490万円、医療福祉総合施設4億7850万円 手書きメモ

↑実際には、2億4,000万円で補助金申請しているので、約3,500万円が、河内氏の企画開発委託料として、建設費の中に紛れ込ませて、真清工業に支払われた可能性あり。

資料 69 25年5月11日 入札調書 開示拒否

「建設主と運営法人は、河内氏から、正式な資料を入手しておらず、当該資料を保管していない。かつ、記載内容を否定しており、私人間の契約につき、提供できない。」が、

開示拒否の理由。←本人が「本人情報では無い」と言っているにもかかわらず、情報開示拒否の理由を「個人情報につき」としてしまう日野市の法務のレベルの低さ

資料 70 25年5月17日 A氏から大坪市長あて 随意契約の理由

「内装工事は、本体工事の業者に任せた方が効率的にも良いので、入札はしなかった。」
「本体工事は、厳正に入札を行った。」「その本体工事の建設会社と随意契約をした」という記載。

- その本体工事の方は、資料 68 でわかる通り、指名競争入札は、落札と同時に設計変更が成されている事を見てもむこうである。日野市では、「落札後の増額補正」というみっともない事態が、過去に3度ほど起きたが、全て、河内氏と濃厚な繋がりがあある真生工業だった。河内氏を通せば、落札後の価格変更をすんなりと認めてくれる日野市であれば、いくらでも低い札を安心して入れる事ができるというもの。指名業者に予定価格を通知していようが無駄である。
- 資料 69 にあるように、A 氏も坂田理事長も、河内氏から入札調書を渡されていないだけでなく、記載内容自体を否定している。
- 裏面に、「新井 8 6 3 番地に建設する保育園の内装業者について(市としての考え方)」という資料が添付されており、「随意契約問題なし」という市の見解が述べられているが、これもまた、河内氏が職員に能書きを書かせて添付しただけに過ぎず、本体契約に関する資料が無い以上、意味を成さない。

建設工事の契約者本人が、入札内容に関して否定している以上、躯体と内装が各 7,000 万円ずつ、合わせて一気に 1 億 4,000 万円も、本体工事の金額が上がっているというのに、どこがどういう理由で値上がったのか？等々、契約者との間で入念なチェックが成されていないということを物語っている。河内氏は、そこは隠して、「随意契約は正しい」とするこの見解のみを添付して馬場市長に報告したことになり、罪深い。

資料 71 25年5月17日 建設工事の契約について

- 落札者である新生工業との工事請負契約において、発注者が個人の場合に、公共工事の保証会社である東日本信用保証協会から保証が得られないことが発覚した。
東日本の前払い金は 40%である。6 億円の 40%は 2 億 4000 万円。そして発注者の A 氏の前払い金は 30% = 1 億 8,000 万円。A 氏が契約時に前払い金を出せば、新生側が、その範囲で保証してくれる損保（資料 74 によれば、あいおい生命）を探せばよいという事。

【資料 72】 25年5月17日 河内氏・作成 複合施設事業費内訳書

資料 73 25年5月21日 保育課 回議書

内装費の補助は、11,400万円を25年度予算で可決した事と、道路関係は補正で対応する旨を、地主と法人に通知する事を決定。部長決済 ←「都からお金が降りる前に日野市が立て替え払いをするので、前払い金に充てられますよ。安心してください。」という連絡の様様。

【資料 74】 25年5月28日 河内氏作成 区画整理事務所

参加 市から7人、企業公社から堀之内、奥住、A氏代理人河内、・・・

- (17日予定だった) 本体工事契約が、翌日29日になった。遅れた理由は、真生工業が保証人を用意できなかったため。
- あいおいニッセイ同和損保で進む予定。
- 本体工事の代金は、A氏から真正に対して、前払い30%、中間40%、完了30%
(資料78によると、内装は、30%、30%、40%)
本体工事が、資料68の見積もり通り(3億7,000万円)であれば、前払い30%は、111,00万円にあたり、日野市の補助額1億14,00万円とほぼ一致。
内装費の30%は6960万円=約7,000 ←こちらの工事は後半なので、すぐには発生しない。
- 内装工事は、設計5月31日、随意契約で都と市の了解を取る。
- 本体工事の施工計画6月10日、着工は6月中旬から下旬

資料 75 25年6月4日 保育課 回議書

道路建設に伴う土地交換を緑と清流課に依頼

資料 76 25年6月4日 回議書 機能移転に伴う周辺道路 整備事業 補助金交付要綱の制定

1-(2)-④ その他、市長が必要と認めるもの

【予算根拠】 予算不要 ただし、要綱制定に伴う当該補助金は、平成25年第4回市議会定例会に補正予算として提出する予定です。 [地方自治法 232条の2](#)

資料 77 25年6月11日 保育課 機能移転のスケジュール

5月29日契約完了 本体6月、内装7月、道路10月着工の予定。現在仮道建設中

資料 78 25年6月22日 河内氏作成

- 出席者として、市関係は、担当中島、保育課とあるが、職員名も書かれておらず、出席していない可能性あり。ここら辺から統括責任者の河内氏に委ねられており、出席

したとしても、オブザーバー的だと思われる。

○6月26～27日に予定する工事協定の締結をめぐり協議した内容

「工事協定に関しては、河内、広建設計、真生工業が、責任を持って進めます」

「6月24日の市長とA氏との間の話の上で、締結が遅れた場合、日野市の責任。

私道を市道するという条件を出して、市長がNOであった場合、A氏が今回の協定に印を押さない場合は、相談役が市長のところに行く。」

とある。この時点で、大坪市長は、まだ決断していないことがわかる。

○「保育園内装工事の手順 設計は完了 特に随意契約分、減額する。」

隣に、手書きで「契約、7月19日、区画整理事務所内」とあるが、その下に、「内装の正式変更も8月」とある。「随意契約分、減額変更」とあるのに、実際には増額となっている。

○A氏から新生への着手支払金は、前払い30%、中間払い30%、完了払い40%、

資料 79 25年6月29日 河内氏作成 建設工程会議

○6月27日、協定書締結

○7月13日、地鎮祭

○7月19日、内装工事契約

↑「**8月中に本体と内装の設計変更を完了させる。**」と記載があるのに、**7月中に契約をしてしまう杜撰さ**

「子ども部長様」あてに、①市長と副市長都部長の地鎮祭への出席要請と②市の念書の作成を依頼する手書きメモもあり。

○今後の会議日程として、「週1回、土曜日の午前中に区画整理事務所内において行う」とあるが、区画整理とのダブリ以外を精査したか？

○河内氏は、日野市の統括責任者をやりながら、A氏の代理人も自称しているわけなので、A氏からもコンサルタント料を貰っていておかしくはない。区画整理と同じで、たとえA氏から直接貰っていなくても、建築費の中に紛れ込ませて、真生工業側から貰ってれば、違法となる。

資料 80 25年7月6日 河内氏作成 工程管理会議

企業公社から奥住社長が参加

備品購入「菊美会で全て実施」←とあるが、購入のみを任せたのか、費用も負担させたのか？補助内容には備品が結構含まれているが、そのお金が本当に全て菊美会に行ったのか、確認が必要。

「7月20日16時から」、「7月29日15時から」という記載あり。

資料 32 25 年 7 月 保育課

家賃の費用を 26 年度当初予算として提出予定。

資料 80-② 25 年 7 月 8 日 保育課 回議書

企画部長からの依頼で、保育課長が起案し、財政課に提出。合同保育費用、消耗品代

資料 80-③ 25 年 8 月 13 日 保育課 回議書

内装の補助金にかかる協議書を提出する旨を決定

延べ面積 保育園 1479 m² + 園庭

診療所 1104 m²

資料 81 25 年 9 月 12 日 土地活用推進室 土地交換の流れ

裏面 向島用水新水路整備工事に伴う確認書

1, 日野市(乙)が国有地を速やかに取得し、公共用地に挟まれた甲の所有地と等価交換する。

1, 甲は、公共用地に隣接する田んぼ・桑畑の保全のために、境界にネットフェンスを設置し、乙は、田んぼの取水口と落とし口、並びに畔の設置について、甲の立ち合い、及び確認を受けるものとする。

「当初の方針」は、

「開発区域内にある排水路敷については、隣接土地所有者が購入して頂きたい。また、開発区域外にも、排水路敷が存在するので、この機会に購入して頂きたい。」しかし、「向島整備に伴う確認書が出てきたので、等価交換の責任は残っていると判断した。」

「現在の方針」は、

確認書の履行を最優先し、正式に等価交換申請書が出された段階で最終調整する方針転換を行った。

【拡幅道路用地を交換用地に含める事について】

道路拡幅用地は、交換用地は含まれていない。拡幅用地は、所有者の寄付によるものという考え方もある。・・・以下、意味不明な論理で、A 氏を優遇。

資料 82 計算条件一覧 河内 25 年 9 月 14 日

「企画開発費 479 万円 ← 前回 940 万 「進行管理費 71 万」の費目があり、「工事費の他に保育園に関する経費も含みました」という書き込みあり。

道路工事費に、保育園経費を紛れ込ませている。

資料 83 25年9月26日 保育課 回議書 12月補正予算見積り

- 機能移転に伴う建設費補助金 9917万円
- 機能移転に伴う修繕料 433万
- 機能移転に伴う道路整備補助金 3851万

資料 84 25年11月2日 河内・地主・法人の協議

日野市からの助成と家賃について

- 「2億円ありき」で次の事を確認 ←初めから「2億を差し上げる」ことを前提
「社会福祉法人を経由しての支払い」に関して、税等は問題ない。
- 「本件は、3者で協議」 ←「家賃の決定に関しては市を含めない」ということ。

家賃と助成について

「別紙 25年11月1日(前日)の資料で説明した」(←この別紙は、調査資料にはない。)とした上で、「関連事業とは、スケルトン以外の部分と思っていた。」という理由で A 氏の了解が得られなかったと記載。

即ち、

保育所関連経費・約 50,000 万円と道路関連経費 1 億円を一つのものとして支払われる 1 億 5000 万円については、既に見込んでいた。

2 億円は、「スケルトン部分 142,128,000 円に対するもの」であり、「前渡し分」と理解した。

協議の結果、A 氏は了解しなかった。

↑理由は、「中間払い分が 2 億 4,000 万円なのに、2 億円では足りない」ということ。

契約期間について

「15 年とし、5 年ごとに見直し協議」

「15 年目の前に、保育協議を基本に、3 者で話し合う。」

資料 85 25年11月7日 保育所民営化に伴う運営費等に関する補助金交付要綱

○2 億 4000 万円を支出するために創設している。法令根拠は、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例であり、地主を対象としていないため、これにより**迂回ルートを作ったという事**。 ○この要綱改正で 2 億 4000 万円を支出しておきながら、予算措置として何も記載していない。狡賢極まれり。

資料 85-2 25年11月13日 保育課 回議書

都からの「むこうじま保育園の補助金 1 億 6200 万円」の内示が出た事について供覧

資料 86 25 年 12 月 5 日 土地活用推進室 土地交換の考え方

直接道路には関係のない地所の「等価交換」の約束を持ち出し、そこにこじつけて、A 氏の購入額の全額を補助する方向に持っていった。

資料 86-2 25 年 12 月 27 日 むこうじま保育園の賃借料について

P-1

○380 万円（地主の要求）

土地からの収益見込み 155 万

保育園躯体工事・返済 100 万

固定資産税・都市計画税 ①45 万円 ×12 か月=540 万円/年？

↑保育園と診療所の床面積は半々であることから、診療所分も合わせた地主の年間課税額は 1080 万円ということになるが、この額は妥当？

火災保険・維持主膳・管理委託料 ②40 万円

園庭貸付料 40 万円

380 万円

○A 氏に家賃の前払金として 2 億円を支払い、返済分 100 万円を削減し、園庭使用料は、土地収益と被るため、削除した上で、260 万円に修正。←この時点で、前払い分は 2 億円の予定であったことがわかる。

土地からの収益見込み 155 万円

固定資産税・都市計画税 45 万円 ←保育園以外も含めた課税額の場合に違法。

保険料・修繕料・委託料 40 万円①

諸経費 20 万円② ①と②は同じ意味であり重複

260 万円

○A 氏からの前払い金の増額要求に答え、

「当初の約束の 2 億円の前払い」 + 「機能移転円滑推進経費 0,4 億円」を加算した 2,4 億円を前払い金とする。躯体工事費の 1,8 億円に対して、差額の 0,6 億円を追加で補助する。

P-2

「月額 380 万円は、25 年 9 月 13 日策定、「たかはた保育園機能移転の基本的考え方」に記載された事業費想定（賃借料月額 380 万から 400 万円 年額 4200 万円～4800 万円）の範囲内である。」

↑25年9月13日とされるその資料は存在しない。

↑河内氏にとっては、自分を正当化するための支出根拠なので隠すわけが無い。日野市が情報を隠している？

P-3

重要 「一般的に、土地の賃料は、土地の評価額（㎡単価×広さ）×3%」

むこうじまは、20 万円/㎡×3000 ㎡=6 億円×3%=1800 万円÷12 か月=150 万円

P-5 家賃検討資料

他事業（賃貸住宅・48 世帯・軽量鉄骨造り）での収入=450 万円（入居率 85%）と記載されている。

しかし、保育園の床面積は 1479 ㎡である。

1479 ㎡÷48 世帯は約 30 ㎡ ←上記の家賃収入 450 万円は、5m×6m のワンルームを 48 部屋つくって、1 部屋あたり、家賃 11 万円を取る事を想定していることになる。

資料 87 26 年 1 月 17 日 賃貸借契約書 馬場、A 氏、法人

手書きで「正」のマークあり 河内氏が持ってきた契約書

○前渡し家賃は、馬場市長、A 氏、法人が、24 年 9 月 25 日に確認した事項に基づいているので、三者で契約するものである。

↑そのような取り決めは存在しない。同日=24 年 9 月 25 日に、「三者で確認書を結ぶ」という回議書は存在するが、前家賃の事など、全く記載は無い。

○契約期間は、満 15 年とする。満了一年前から、保育所を目的とした社会福祉法人事業の継続を目的として期間延長の協議を行うものとする。

資料 88 26 年 1 月 17 日 賃貸借契約に関する大坪市長と A 氏と法人との確認書

↑実際には締結されていない。

○日野市が 2 億 4000 万円を前払いする事によって、家賃を 260 万円に抑え、その 1/2 を補助する。

○5 年ごとの月額賃料を見直す際には、法人との間で協議する。

○15 年を満期とし、延長協議を行う。

- 再契約する際には、前家賃は発生しない。
- 契約期間中に解約、解除した場合には、前家賃の返還を請求することができる。

資料 89 保育課 回議書

社会福祉法人助成審議会用の資料を提出する事を決定

資料 89-2 26年2月18日 保育課 回議書

「都から、補助金申請の提出依頼があり、むこうじまに対して、1億6240万円の内示額が出たので、その申請通り提出する。」

資料 90 26年2月20日 保育課 回議書 審議会議事録の供覧

25年社会福祉法人助成審議会・議事録

施設整備補助金 213,000万円

前家賃 240,000万円

家賃 15,600万円

○市側の説明「当初予算で、1億1000万円を補助金として計上。その後、東京都との協議を重ね、内装だけに限った補助ではなく、社福法人が保育園を建設する際に補助する際の一般的な制度設計が適用できるようになった。こちらの補助だと2億円ほど出るので、その増額分を補正した。」

↑補助金に合わせて増額したということ。

資料 91 本体工事、及び関連工事

調査リストには、26年3月20日で保管されているが、資料自体の日付は25年12月27日と記載されている。以下、河内氏に渡っていてもおかしくない不透明経費をピックアップしてみた。

関連経費（道路拡幅関連）

諸経費（道路拡幅関連の5%）523万 ??

関連経費（本体建設費）

企画開発費 564万

融資関係 412万

諸経費（家賃対象経費の5%）180万円

1,679万円

資料 92 26年3月22日 河内氏・作成 三者間の契約書

↑実際には締結されていない。

資料 92 は、26 年 3 月 25 日付で保管されているが、文書自体は 3 月 22 日付になっている。

次の事柄に関しては、合意に至っていない。

- 1, 前渡し金の定義
- 2, 15 年後契約時、家賃の決定方法
- 3, 消費税の取り扱い

26 年 3 月 25 日に締結した契約を、6 月を目途に見直す

資料 93 26 年 3 月 25 日 賃貸借契約書

○再契約する際には、前渡し金についても併せて協議を行う。

3 月 25 日に予定された締結日に向けて、保育課としては資料 92 の案を準備していたが、何処か（河内氏？）から横槍が入り覆され、この 93 の内容で落ち着いた模様。合意に至っていない内容も含めて契約したという事になると不味いという判断もあっただろうが、それよりも、河内氏は、A 氏の利益を保証する代理人なので、再び、2 億 4,000 が貰える道を残したという事に

資料 95 26 年 3 月 31 日 保育課 回議書 道路関連経費・1 億 999 万円決定

- 用地買収 4398 万円
 - 拡幅整備 2879 万円
 - 設計事務 479 万円
 - 事務管理 600 万円
 - 農機具・倉庫移転 180 万円
 - 水路擁壁設置 543 万円
 - 仮設道路 551 万円
- 補償関係 96 万円

資料 96 26 年 4 月 9 日 保育課 回議書 →道路用地 A 氏が分筆を拒否。

資料 98 26 年 4 月 23 日 保育課 回議書

A 氏に「道路敷きの使用・管理承諾書」（＝市道として整備してあげても A 氏が手放さない土地について、市が市道として使用する事に対する応諾書）と「水路敷き専用許可申請書」（A 氏から市道として無償で土地を借りる代わりとして、市の土地を保育園が専用使用する事を認め申請させる）の提出を求める。←河内氏に負けないがめつさ！

資料 98-2 26 年 4 月 24 日 保育課 回議書 前家賃の交付決定

資料 98-3 **26年4月17日** **保育課** **回議書** **内装費の交付決定**

○26年2月10日に社会福祉法人助成審議会が審査・承認。4月17日に菊美会から交付申請書が提出された事より交付決定。

○賃貸契約書 第4条6「再契約をする場合、前渡し金についても併せて協議を行う。

「たかはた保育園・民営化・検証報告」

「用地、建物等について、事業者の公募、事業者の選定、事業者選定基準」

これをありのまま書くと、墓穴を掘り兼ねないので、途中で検討が中止され、案のまま捨て置かれている。

資料 107 **2020年11月** **法人代表（坂田氏）から聴き取り**

1, 入札には、河内氏も立ち会っていた。 2, 入札の調書は無い。

3、内装工事の契約は、本体工事の業者と契約した。うちが選定したわけではない。

1は、そもそも内装は随意契約であり、入札していないから、坂田氏が立ち会うことなどあり得ない。2は、随意契約である以上、調書は無くて当たり前。この質問を坂田氏に聞く保育課もまた、事情が分かっていない。

資料 108 **2020年11月** **A氏から聞き取り**

Q 調書一式、あるか？ A わからない。

Q 医療法人の方の家賃額、支払い状況は公表できるか？

Q 河内氏との間で、アドバイザー契約を結んでいないか？

A 一切ない。話し合いに出席して頂いただけである。

事実として、設計会との契約や建築業者との契約、入札から家賃の確定から、A氏に代わり全てを河内氏がやっている。たとえ無償の契約であったとしても河内氏は、「代理人として交渉に当たってきた」事は間違いなく、「市の幹部を抱き込んだ利益誘導」都しか見えない結果を見れば明らか。

資料 109 **2021年3月** **河内氏への聞き取り**

○入札は2回行った。本来なら執行者や立会人の印鑑等があるのではないかと？

○市の予算を安く抑えるために、自分が真生工業を連れてきた。当時の新生工業の営業部長にきけばわかる。←三輪氏。

○入札が不調になり、最安値を入れた新生工業と随意交渉をする場に、自分はいなかった。←内装が問題ではない。河内氏によって誤魔化されているのは本体である。

入札調書は、探しているがよくわからない。引き続き探す。←入札調書をなぜ自宅に持ち帰る？そもそも入札していないでしょう？

- この入札調書を、第三者委員会、及び、議員に提出しても構わない。
- 当時、文書管理の全てを企業がやっていた。現在、書類は、○氏の手元にある。
- 企業会社にいた奥住氏、大島部長、高橋課長に聞いてもらえればわかる。↑小田野氏？
- 当時、大島部長から、「建設費は5億円に抑えたい」と言われた。

↑「内装費入れて6億」ということ。建設費はやはり、当初計画のままだったという事になり、「設計変更と称して価格のみが高騰した」とする私の主張は、正しかったという事になる。すんなりと白状したところを見ると、「2億4,000万円の前払いが不当では無いと思わせるための数字上の水増し」だったという事も考えられるが、区画整理では、現実に巨額を詐取しているわけなので、しっかりと検証されなければならない。